

事務連絡  
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の  
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上

## (目的)

第1条 岩国市地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議することを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃等に関する協議
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務

## (協議会の委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会は、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業ごとに開催し、協議に参加する委員は、当該事業に係る者に限る。

## (会長)

第4条 会長は、岩国市地域公共交通活性化協議会の会長が指名する者とする。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、協議会の会議の議長となる。

## (会議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 協議事項が次のいずれかに該当する場合は、軽微な事案として協議会を開催しないものとする。
  - (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があっても、運賃額に変更がない場合（ただし、競合する路線がある場合や路線延長により当該路線が初めて他の市町に乗り入れする場合を除く。）
  - (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
  - (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
  - (4) 新たな決済手段を追加する場合
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## (会議の書面開催)

第6条 やむを得ない事情等により、会議を開催することが困難なときは、書面により委員に賛否を求め、委員から書面による回答を得ることで、会議の決議に代えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の過半数から書面による回答が得られなければ、会議の議決に代えることができない。
- 3 第1項に規定する場合における会議の議事は、前条第3項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第7条 委員は、協議会において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、岩国市総合政策部交通政策課内に事務局を置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和7年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年12月●日から施行する。

別表（第3条関係）

| 関係条項       | 委員                                  |
|------------|-------------------------------------|
| 法第9条第4項第1項 | 岩国市副市長が指名する者                        |
| 法第9条第4項第2項 | 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者         |
| 法第9条第4項第3項 | 中国運輸局山口運輸支局 運輸首席専門官                 |
| 法第9条第4項第4項 | 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業に関係する住民等の代表 |

## 岩国市地域公共交通運賃協議会規約 新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(会議)</p> <p>第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。</p> <p>3 協議事項が次のいずれかに該当する場合は、軽微な事案として協議会を開催しないものとする。</p> <p>(1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があっても、運賃額に変更がない場合（ただし、競合する路線がある場合や路線延長により当該路線が初めて他の市町に乗り入れする場合を除く。）</p> <p>(2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合</p> <p>(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合</p> <p>(4) 新たな決済手段を追加する場合</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。</p> | <p>(会議)</p> <p>第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。</p> <p>3 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。</p> |